

復興大臣

根本 匠 様

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の基本方針に関する緊急要望

平成 25 年 9 月 12 日

栃木県知事 福田 富一

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、栃木県において、県民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、これまで県及び市町においては、一刻も早く復旧・復興を成し遂げるため、原子力災害対策に鋭意取り組んできたところであります。

しかしながら、放射性物質汚染対処特措法に基づく住宅等の除染では、本県の汚染状況重点調査地域における放射線量が福島県内と同水準でありながら、国庫補助の対象となる除染工法が限定されており、国の支援制度に対する意見や子どもを外で遊ばせることに不安を抱く保護者の方々から切実な声が寄せられています。

また、今般、国が公表した子ども被災者支援法の基本方針案においては、本県が「支援対象地域」に指定されず、国の支援施策が県境で異なる現状に対して、県民の不公平感は募るばかりであります。

つきましては、子ども被災者支援法の基本方針を決定するに当たり、下記のとおり強く要請します。

記

- 1 基本方針の決定に当たっては、本県の実情を十分に踏まえ、県境にとらわれることなく「支援対象地域」を指定するとともに、福島県と同等の支援施策を講じること。
- 2 国においては、地域住民の意向を十分に反映し、真に被災者が必要とする支援施策を講じること。
- 3 支援施策の実施に当たっては、国が責任をもって必要な財政措置を講じること。